

建築基準法第42条第2項道路特定要領

(目的)

第1 この要領は、秋田市建築基準法施行細則第16条に規定する道について、具体的に事務処理方針を示し、その位置等の特定を円滑に進めるを目的とする。

(定義)

第2 この要領における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 2項道路 法第42条第2項に規定する道路
- 二 事前協議 建築確認申請に先だつてあらかじめ当該計画の概要について市長と協議することをいう。
- 三 特定 一括して2項道路指定された都市計画区域内の幅員1.8m以上の道について、個別に2項道路であることを明らかにすることをいう。

(2項道路の特定)

第3 市は、事前協議において、次の各号に適合する場合は、これを2項道路として特定する。

- 一 都市計画区域に指定されたとき、既にその道があり建築物が立ち並んでいること。
- 二 道の両端が道路に接続されていること。
- 三 道が一般通行の用に供されていると認められること。
- 四 現在幅員1.8m以上4m未満の公道又は公的管理地であること。

2 市は、資料等により2項道路であることが証明できる場合においては、前項の規定にかかわらず特定することができるものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。